

令和7年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和7年3月18日 午前10時00分開議

出席議員

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 議長  | 22番 | 畑岡洋二君  |
| 副議長 | 9番  | 田村幸子君  |
|     | 1番  | 長谷川愛子君 |
|     | 2番  | 酒井正輝君  |
|     | 3番  | 河原井信之君 |
|     | 4番  | 鈴木宏治君  |
|     | 5番  | 川村和夫君  |
|     | 6番  | 坂本奈央子君 |
|     | 7番  | 安見貴志君  |
|     | 8番  | 内桶克之君  |
|     | 10番 | 益子康子君  |
|     | 11番 | 林田美代子君 |
|     | 12番 | 田村泰之君  |
|     | 13番 | 村上寿之君  |
|     | 14番 | 石井栄君   |
|     | 15番 | 飯田正憲君  |
|     | 16番 | 西山猛君   |
|     | 17番 | 石松俊雄君  |
|     | 18番 | 大貫千尋君  |
|     | 19番 | 大関久義君  |
|     | 20番 | 小藺江一三君 |
|     | 21番 | 石崎勝三君  |

欠席議員

なし

出席説明者

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 市  | 長 | 山口伸樹君 |
| 副市 | 長 | 近藤慶一君 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 教 育 長       | 小 沼 公 道 君 |
| 市 長 公 室 長   | 堀 江 正 勝 君 |
| 政 策 企 画 部 長 | 北 野 高 史 君 |
| 総 務 部 長     | 後 藤 弘 樹 君 |
| 環 境 推 進 部 長 | 小 里 貴 樹 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 堀 内 信 彦 君 |
| こ ど も 部 長   | 深 澤 充 君   |
| 市立病院事務局長    | 木 村 成 治 君 |
| 産 業 経 済 部 長 | 礪 山 浩 行 君 |
| 都 市 建 設 部 長 | 関 根 主 税 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 友 部 邦 男 君 |
| 教 育 部 長     | 松 本 浩 行 君 |
| 消 防 長       | 藺 部 恵 一 君 |
| 会 計 管 理 者   | 西 山 浩 太 君 |
| 笠 間 支 所 長   | 根 本 薫 君   |
| 岩 間 支 所 長   | 橋 本 祐 一 君 |

---

#### 出席議会事務局職員

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 山 田 正 巳 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 堀 内 恵美子 |
| 係 長           | 神 長 利 久 |
| 係 長           | 上 馬 健 介 |

---

#### 議 事 日 程 第 6 号

令和 7 年 3 月 1 8 日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情  
 陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」
- 日程第 3 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
- 議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について
- 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第4 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算
- 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算
- 日程第5 清掃施設整備等調査特別委員会の第2回中間報告について
- 日程第6 決議案第1号 県立中央病院と県立こども病院の統合に関する決議

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 陳情第6-7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情

- 陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」
- 日程第3 議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
- 議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）
- 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について
- 議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第4 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算
- 議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算

議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算

議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算

日程第5 清掃施設整備等調査特別委員会の第2回中間報告について

日程第6 決議案第1号 県立中央病院と県立こども病院の統合に関する決議

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は18番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番鈴木宏治君、5番川村和夫君を指名いたします。

---

### 陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情

### 陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情及び陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、付託委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報

告を求めます。

教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 教育福祉委員会審査結果報告（陳情）。

今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました陳情につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、3月4日に委員会を開催し、審査を行いました。

陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情では、有害な化学物質で被害を受けている人が存在し、市として被害防止に取り組むとともに、国及び関係機関に対応を求めるべきであるという陳情の趣旨を確認し、市としても理解を深める必要はあるが、国内でもまだ調査研究が進められている段階のものであること、市として、ホームページで広報・啓発・周知を行っているという現状を鑑み、全会一致により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」では、有害な環境因子と電磁波といった環境負荷により、健康被害を引き起こすという環境過敏症があり、医療環境を整備すべきであるという陳情の趣旨を確認し、市では、化学物質過敏症について広報・啓発・周知を行っている現状を鑑み、採決の結果、全会一致により当陳情を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げて、御報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件陳情に対する委員長の報告は、不採択とするべきものであります。

これから、原案について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はボタンを押してください。不採択とすべきとする

方はボタンを押さないでください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 本件陳情を採択することに賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） それでは採決を確定いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 06 分休憩

---

午前 10 時 07 分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を解きまして会議に戻ります。

では、戻りまして、この採決は、採決システムにより行います。

本件陳情に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

これから、原案について採決をいたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はボタンを押してください。不採択とすべきとす方はボタンを押さないでください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 本件陳情を採択することに賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） それでは採決を確定いたします

投票総数20、賛成 1、反対19。賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第 6－8 号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件陳情に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

これから、原案について採決を行います。

本件陳情を採択することに賛成の方はボタンを押してください。不採択とすべきとする方はボタンを押さないでください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 本件陳情を採択することに賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） それでは採決を確定いたします

投票総数20、賛成0、反対20。賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

---

議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例について

議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について

議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）

議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について

議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてまでの17件を一括議題といたします。

各常任委員会の審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の



経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において、総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、3月3日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第27号外10件の付託議案の審査を行いました。

審査過程での主な質疑と審査結果を申し上げます。

初めに、議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでは、能登半島地震の被災市への派遣者数は何名かと質疑があり、18名で延べ62日間派遣したとの答弁がありました。

次に、議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についてでは、条例制定の目的などについて質疑があり、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用し、住民票の写しなどが10円で取得できることを周知し、コンビニエンスストアでの交付に人の流れを変えることで、市役所窓口の混雑緩和になり、待ち時間の解消など、市民へのサービス向上となるとの答弁がありました。

次に、議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）では、一時貸しの駐車スペースが、30分無料で利用できることなど、利用促進について広く周知し、送迎時などの混雑緩和につなげてもらいたいと要望しました。また、笠間駅前観光案内所の観光者への案内方法や平成3年に整備された案内所の機能などについて確認しました。

次に、議案第42号 新市建設計画（第二回変更）についてでは、計画に盛り込まれた幹線道路等の整備事業や景観形成に係る事業など、合併特例債の活用予定の事業について内容を確認しました。

なお、議案第27号、議案第29号から議案第31号、議案第35号、議案第40号及び議案第43号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 教育福祉委員会審査結果報告（議案）。

今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第32号及び議案第33号の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、標準保険税率引上げの延長または段階的な引上げの可能性及び国保財政調整基金の状況に関する質疑がありました。

なお、議案第33号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第32号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきもの、議案第33号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長長谷川愛子君。

〔建設産業委員長 長谷川愛子君登壇〕

○建設産業委員長（長谷川愛子君） 今期市議会定例会において建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、3月5日、執行部より関係部課長等の出席を求め、付託された議案第34号外3件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例については、検査の実施方法についての質疑があり、盛土の安全基準、検査体制、合格の基準などを確認いたしました。

続きまして、議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）では、つつじまつりの来場者増への取組やツツジの管理についての質疑がありました。特に、ツツジの管理については、土壌のペーハー管理やウメノキゴケの対策について、熱心な議論がありました。

なお、議案第36号、議案第41号については、執行部の詳細な説明をもって了承をした次第であります。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をさせていただきます。

まず最初に、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この議案の提案理由には、本案は、令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて職員の給与を改定するため、所要の改定をするものでありますと述べ、本年2月21日の全協資料では、令和6年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告においては、3年連続で給料、期末、勤勉手当ともに引き上げる内容となりました。本市においては、これらに準じることを基本とした給与改定を行うため、また、あわせて、市長の給料月額10%減額を令和7年度も引き続き行うため、令和7年第1回笠間市議会定例会に、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として提案いたしますとされております。

その内容は、給与改定の内容ですね、給与の引上げ、初任給をはじめとする諸手当の引上げ、それから、会計年度任用職員の給与は、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とする。3番、市長給料の月額の減額、それから、この改正条例の内容なのですが、第1条から第7条にかけて、第1条は笠間市職員の給与に関する条例の一部、第2条は給料表の改定、令和6年12月1日期末勤勉手当支給率の改正、第3条、笠間市特別職の常勤職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、第4条、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、第5条、笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第6条、笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第7条、笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、こういうことが提案されております。

反対する理由は、第3条、第4条の改正で、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正して、令和6年12月1日期末手当支給率の改正（議員分は当該

条例を準用）と書いてあります。それから、令和7年6月と12月の期末手当支給率の改正（議員分は当該条例を準用）となっております。

反対する理由の第1は、議員の期末手当が令和6年分として0.05か月で2万円、令和7年分は0.05月、2万円引上げになります。物価高騰の中、多くの市民が生活苦にある中、議員報酬としての期末手当が増額になるのは心苦しく思います。少額でも市民福祉に使うべきだと考えます。

第2に、このような市職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例として、一般職員の給与に関する条例改正と特別職及び議員の報酬に関することが一つの条例案に含まれるものとして提案されることは、適切な提案ではないと考えます。特別職は、議員による選挙、市長は市民による選挙で選ばれるものでありますから、一般職員と特別職議員報酬は別建ての条例案として提出されるべきものと考えます。

このようなことから、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対いたします。

議員の皆さん方には、御理解と御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

二つ目、議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正案は、基礎課税額の所得割率が0.4%増えます。被保険者均等割が1人当たり7,600円の増額になります。後期高齢者等課税額の所得割率が0.1%増になります。被保険者均等割額が1人当たり2,700円の増額。介護納付金は課税額の所得割率は0.1%減額となり、均等割額は1人当たり2,400円の増額となり、国保加入者の負担増になります。所得割率、均等割額の改定で、課税額の増加は約1億1,800万円となります。課税額の増加を世帯のケースに当てはめると、40歳代夫婦、妻は専業主婦、子ども2人、4人世帯の所得436万円の世帯では、現行の保険税額が57万6,500円であるものは61万7,600円になり、4万1,100円の負担が増えます。所得に占める割合は、約14.2%になり、月額平均では5万1,470円の支出になる見込みです。また、前期高齢者夫婦、妻は基礎年金のみの2人世帯、夫の年金収入300万円では、所得が190万円になります。この世帯における現行の税額は19万9,900円です。これが2万7,900円引上げになり、年額は22万7,800円になります。月額では約1万9,000円です。年間所得の約12%になります。

市民からは、国庫税負担は重いですとよくお話を聞きます。物価高騰の中、給与額面、年金が少し上がっても、実質収入賃金はマイナスになっているとの政府統計が出されています。今回の改定は、値上げの影響が大きくなならないよう激変を緩和するように、段階的に引き上げるように、ある意味では工夫がされておりますが、値上げになり、その影響は大きなものがあります。

全国知事会などは、国に対して総額1兆円の財政支援を要請していますが、国からその要請に応える財政措置が現在のところ取られておりません。

今回の引上げは、毎年国庫財政調整基金の活用とほかの自治体でも行っている一般会計からの法定外繰入れを行うことが必要であり、これを行って負担増を避けることはできませんけれども、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算には、一般会計から国保財政への法定外繰入れと国保財政調整基金の適切な活用はありません。国がやらなければ、自治体が行わなければ、市民の暮らしは守ることはできません。

よって、この議案には反対いたします。

議員の皆様方には、御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論いたします。

三つ目、議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について、反対の立場で討論をいたします。

住民に身近なサービス、来庁者減による事務の効率化、働き方改革を目指す、また、手数料の減免による消費下支えを通じた生活者支援とまでPRして、コンビニ交付サービス事業を展開しようとしております。手数料金額を300円から290円を減じて10円とするものでありますが、今年6月1日から来年3月31日までの期限で行われるものであります。これにより、住民票の写し、課税証明書、印鑑登録証明書など五つの証明書を10円でもって、マイナンバーカードを用いてコンビニで取得できるというものです。

来庁者を減らして事務効率化というのは、どのようなことを指すのでしょうか。市役所に来庁される市民の方は、二つ以上の用件で来られる方も多くいるとの話を聞いております。窓口業務の混乱を避けることができれば、それはよいかもしれませんが、来る方々は窓口で対話して必要な用事を済ませる方々が多くいます。

今回のコンビニ交付サービスでは、利用条件にマイナンバーカードを使用と、このように記載されております。この事業に107万円、ほかに、証明書コンビニ交付事業に548万円があり、マイナンバーカードの普及促進が目的の一つと見られると私は考えます。一見便利に見えますけれども、来庁者が減れば、窓口業務が減り、職員のリストラにつながる、こういう懸念はないのでしょうか。市役所の業務は、対面で行うことが基本です。もともとマイナンバーカードの取得は任意のことでありまして、本人の自由意思で行うことです。任意の行為でマイナンバーカードを取得した人に有利に作用し、任意でマイナンバーカードを持たない人には恩恵がなくなるとすれば、公平な市民サービスが変質し、公平性が危うくなることにつながる、このような懸念はないのでしょうか。この制度を通じて、市民サービスの変質、職員のリストラにつながることはないのでしょうか。同時に、マイナンバーカードの普及とその活用を通じて、緩和された個人情報保護法制の下、民間の事業活動に利用され、個人情報に危うくされ、監視国家につながる危険性が顕在化するのではないかと懸念があります。

この条例に反対をいたします。

議員の皆様方には、御理解と御賛同をいただけますようお願い申し上げまして、反対討

論といたします。

4 番目、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計……。

○議長（畑岡洋二君） 石井議員、四つ目は通告がないようなのですけれども。

〔発言する者あり〕

○議長（畑岡洋二君） それは失礼いたしました。私の間違いです。それは次の。順番が違います。そこで終わりにしてください。

○14番（石井 栄君） そうですか。分かりました。

では、今回の討論はここまでとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、10番益子康子君。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子でございます。

議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、市民の安心・安全を守るため、極めて重要な役割を担っており、安定した健全な財政運営が求められる制度です。

しかしながら、国民健康保険制度を取り巻く状況は、人口減少などにより、被保険者が減少している一方、高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は年々増加しており、全国的にその運営は厳しいものとなってきております。

笠間市においても、令和5年度からは、県へ納付する事業費納付金の財源となる保険税収入が不足していることから、財政調整基金を取り崩して補っている状況にあり、必要な保険税収入の確保が課題となっているところです。

今回の保険税率改正につきましては、県が示す笠間市の標準保険税率へ改正することが最も望ましいところ、財政調整基金を有効に活用しながら、段階的に引き上げていくことにより、被保険者の急激な負担増加とならないよう、また、低所得者層への負担軽減措置が講じられ、市民生活に配慮されたもので、必要最低限の改正であり、かつ基金の残高など、安定した財源運営が見込まれており、保険者として市の姿勢を高く評価するところです。

加えて、国民健康保険制度の持続可能性を高めるためには、税率を見直すとともに、医療費適正化の取組や健康増進施策の推進が不可欠です。本市においては、特定健康診査や健康づくり事業の充実を図ることで、市民の健康維持、増進を支援し、結果として医療費の抑制にもつながることが期待されます。

今回の条例改正は、今後の笠間市の国民健康保険を維持していくに当たって必要な改正であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（畑岡洋二君） ここで、18番大貫千尋君が着席いたしました。

討論を終わります

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成18、反対3。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。



次に、議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成17、反対4。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）を採決いたします、

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 新市建設計画（第二回変更）についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算

議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第 57 号 令和 7 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第 58 号 令和 7 年度笠間市立病院事業会計予算

議案第 59 号 令和 7 年度笠間市水道事業会計予算

議案第 60 号 令和 7 年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第 61 号 令和 7 年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第 4、議案第 53 号 令和 7 年度笠間市一般会計予算から議案第 61 号 令和 7 年度笠間市下水道事業会計予算までの 9 件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、予算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長坂本奈央子君。

〔予算特別委員長 坂本奈央子君登壇〕

○予算特別委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を、会議規則第 39 条第 1 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、去る 3 月 6 日、7 日、10 日の 3 日間、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました令和 7 年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等について御報告申し上げます。

初めに、議案第 53 号 令和 7 年度笠間市一般会計予算についてでございますが、市長公室所管では、秘書課の合併 20 周年記念事業、人事課の自己啓発促進補助金や職員適正育成事業について、質疑がありました。

政策企画部所管では、企画政策課のデマンドタクシーの運行区域や地域づくり人材育成委託料及びまちなか活性化研究調査委託料などについて質疑がありました。

企業誘致・移住推進課では、企業立地促進事業補助金や空家利活用補助金について、確認しました。

また、ふるさとづくり寄附金返礼品の拡大について質疑があり、返礼品提供者のメリットも重要であり、米の拡大以外にも栗や梨のほか、日用品なども含め戦略的に進めていきたいとの答弁がありました。

総務部所管では、総務課のユニバーサルデザイン研修、まちづくり市民活動助成金、子連れスタイル推進事業などについて、危機管理課の高齢者運転免許自主返納支援についてなどの質疑がありました。

消防本部所管では、消防団員の報酬や免許取得補助金、新規購入 A E D の設置場所や防火水槽の撤去の内容などについて確認しました。

教育委員会所管では、学務課のスクールバス運行委託料、関東・全国大会出場補助金、小・中学校の学校整備工事の状況などについて、質疑がありました。

保健福祉部所管では、社会福祉課の家計改善支援事業やひきこもり支援アウトリーチ事業、いこいの家はなさかの運営状況及び民生委員の選出について、高齢福祉課では、身寄りのない高齢者支援事業、保険年金課では、出産育児一時金などについて質疑がありました。

産業経済部所管では、農政課の施設解体撤去工事について、商工課の外国人材支援事業、笠間焼産地後継者育成補助金について、観光課の伝統行事継承支援事業、かさま観光周遊バスについての質疑がありました。

都市建設部所管では、管理課の道路のり面の除草について、交通安全対策費について、また、都市計画課では、植物管理業務や宅地創出促進補助金、地場産材活用促進事業補助金などについて質疑がありました。

その他の部署では、農業委員会事務局の遊休農地やの農業者年金などについて確認しました。

次に、議案第54号から議案第61号までの特別会計及び企業会計の審査の経過での、主な質疑等について、御報告申し上げます。

初めに、議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算では、地域医療研修推進業務負担金について質疑がありました。また、病床数や医療外業務費などについて確認をいたしました。

次に、議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算では、老朽管更新事業、A I 管路劣化診断などについての質疑がありました。

次に、議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算では、汚水や雨水管路の修繕工事や不明水解析業務などについて質疑がありました。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見等でありました。

次に、討論であります。議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論がありました。

最後に、当委員会に付託された議案の採決結果であります。議案第53号、議案第54号につきましては賛成多数により、その他の議案につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 56 分休憩

---

午前 11 時 10 分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

ここで、20番小藺江一三君が退席いたしました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、議案の討論をさせていただきます。

初めに、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

令和7年度笠間市一般会計予算は、歳入歳出とも352億8,000万円に上る過去最高額の予算であると言われております。

笠間市の運営に欠かすことができない予算項目、今回前進したところもたくさんございます。その中には、賛成できないものも幾つかございますので、全項目に賛成か反対かの二者択一の状況にありますので、全部を賛成するわけにはいきませんので、反対討論をさせていただきます。反対の上、一旦成立となった場合、問題点を直してから成立させるべきと考えますが、特に大きな混乱は生じることはないと考えます。

それでは、反対の理由を申し上げます。

第1、教育費負担金、スクールバス保護者負担金、小学校の保護者負担金として179万7,000円がございます。利用者171人の中の75人分です。若干の規定の差はありますが、基本的に小学校の場合には4キロメートル以遠が無料になっておりまして、4キロメートル未満の場合は有料というのが基本線であります。有料となっている75人のうちで、2キロメートル以上3キロメートル未満の児童が52名いらっしゃいます。また、中学校保護者負担金54万円は、利用者46名のうちの6名分です。利用者全体は、4.2キロメートルから12.4キロメートルまでの通学距離に当たる生徒がスクールバスを利用しているということでありまして、規定では、6キロメートル以遠の者が無料になるという規定でありますから、6キロメートル未満、例えば、5.9キロメートルの距離であっても、有料になるという規定であります。これらは、学校統廃合によって起こった措置の一部でありまして、この学校統廃合は、全部の保護者、それから地域住民が全部賛成して行われたものではありません。反対している人はたくさんいました。従前より遠い通学距離になった場合には、バス利用を希望する人には無料とすべきだと考えます。

国は、統廃合から5年間は、財政的支援制度を適用していましたが、現在は支援

を行っておりません。当局の説明では、5年間で支援の必要性がなくなることによって、国の支援が打ち切られたという説明がございましたけれども、5年で支援の必要性がなくなるということはないと思います。国が、国の指針に基づいて行った側面もありますので、国が支援を行わなければならないと思います。国が行うことができなければ、市が行う必要があると考えます。

第2番目、衛生費手数料、環境センター塵芥処理手数料（家庭系）、この予算は1,402万6,000円あります。手数料が、市内一律で、どこから搬入されても料金が一律であるので、公正・公平だという説明を市当局から以前受けておりました。しかし、そうでしょうか。エコフロンティアかさまに搬出していた住民の方々は、搬出先が環境センターに変更になったため、以前より5キロメートル、10キロメートルと遠距離になる人が多く出ています。料金体系を改定して、遠くなる人には料金の引下げをするべきと考えます。

3番、マイナンバーカード交付事業に5,013万6,000円、その他が組まれております。マイナンバーカードに保険証をひもづけるマイナ保険証がありますが、マイナ保険証を使わずに健康保険証を使う人が全体の60%以上だと、このような統計を出している機関もあります。マイナ保険証が便利だという人もいますが、実際は、多数の人が、健康保険証、資格確認書を使用しております。個人情報の管理が緩和された日本では、国の機関、民間に個人情報が移り、プライバシーが侵害され、監視国家になる懸念も取り沙汰されております。マイナンバーカードを持たなくても、健康保険証、資格確認書があれば、自由に医療機関で受診できます。マイナンバーカード交付事業の5,000万円以上ある予算は、この目的ではなく、福祉のために有用な事業に活用することができます。

4番目、国保税の課税額が増加し、それにより市民の負担額が増えていきます。国保税の税率等の改定で値上げが予定されているからです。昨今の物価上昇は異常な状態です。昨年から今年にかけて、数千品目以上、1万品目以上の値上げが続いている、そういう報道もございます。国保加入者は、所得50万円未満の世帯が全体の約27%、所得150万円未満の世帯は50%以上になると推定されます。国保税の値上げは、国保世帯に重くのしかかるものであります。今回の値上げ改定で、課税額の増加は約1億1,800万円となります。40代の単身世帯、40代夫婦と子ども2人の4人世帯、高齢者世帯など、多くの世帯に負担増が及び、家計に重く響きます。一般会計からの繰入れを増やしていくことが求められますが、それがなされておられません。財政調整基金の活用と一般会計からの繰入れで値上げを避けることは十分可能と考えます。

そもそも国からの支援が足りないため、全国知事会から、1兆円の支援を国が行うように求められておりますが、国はその求めに応じていません。そのため、1兆円の国による支援は実現に至っていません。国ができなければ、市が行い、市民の暮らしを支えることが必要ではないでしょうか。それらの対策が、一般会計予算には取られておりません。

繰り返しになりますが、40代夫婦、子ども2人、4人の所得436万円の世帯では、現行

の57万6,500円が61万7,600円になり、4万1,100円の負担増が生じることになります。前期高齢者夫婦、妻は基礎年金のみの2人世帯、夫の年金収入300万円では、所得が190万円になり、現行の税額19万9,900円は、2万7,900円引上げになり22万7,800円、国保税の負担割合は、年間所得の約12%になります。物価高騰の中、給与額面、年金が少し上がっても、実質収入賃金はマイナスになることが、国の統計でも明らかになっております。

今回の改定は、値上げの影響が大きくならないよう、市としても激変を緩和するように、段階的に引き上げるよう、ある意味での工夫がされておりますが、値上げされれば、その影響は大きなものがあります。

国保財政調整基金は、約9億円あると言われております。それと、一般会計からの法定外繰入れで市民の負担増は避けられます。全国的には、ほかの自治体でも行っているところがあり、県内でもそのような措置を取っているところがあると聞いております。

また、職員の構成についてであります。正職員、会計年度任用職員の構成なのでありますが、2024年、正職員707名、非常勤職員457名、そのうち、非常勤職員のうち、男性は132名、女性は325名で、男性の割合が28.88%、女性の割合が71.12%と、男女共同参画社会、男女共生社会、こういう大きな方向性の中で、この正職員、会計年度任用職員構成、これは変えていかなければならないと考えますが、今回、そのような措置が取られていないことは残念であります。

このような理由で、一般会計予算に反対をいたします。議員の皆様方には、御理解の上、御賛同をいただけますよう、反対討論といたします。

5番目、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計に、反対の立場で討論いたします。

令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出74億6,900万円となる予算です。歳入の中の国民健康保険税14億2,767万9,000円のうち、約1億1,800万円は、今度の国民健康保険税条例の改正により、値上げ改定による課税額の増加分であります。その内訳は、基礎課税額の所得割率が0.4%増加、被保険者均等割額が1人当たり7,600円増、後期高齢者等課税額の所得割率が0.1%増、被保険者均等割額が1人当たり2,700円の増額、介護納付金は課税額の所得割率は0.1%減、均等割額は1人当たり2,400円の増となり、国保加入者の大きな負担増になります。所得割率、均等割額の改定での課税額の増加は、約1億1,800万円となる、このことを繰り返し述べさせていただきます。

これによる世帯への影響ですが、一つ、40歳代夫婦、妻は専業主婦、子ども2人の4人世帯の所得436万円の世帯では、現行の57万6,500円が61万7,600円になり、4万1,100円の負担増が生じます。もう一つの例は、前期高齢者夫婦、妻は基礎年金のみの2人世帯、夫の年金収入300万円では、所得が190万円になり、現行の税額19万9,900円は2万7,900円引上げになり22万7,800円、年間所得の約12%になります。物価高騰の中、給与額面、年金が少し上がっても、実質収入、賃金は、マイナスになる場合があり、現在そのような状態

になっていると国の統計は示しております。

今回の改定では、値上げの影響が大きくならないよう、激変緩和措置が取られ、段階的に引き上げるように、ある意味での工夫がされておりますけれども、結果的に値上げになり、その影響は大きく、庶民の懐に関わってきます。

全国知事会などは、国に対して総額1兆円の財政支援を要請していますが、国から要請に応える財政措置が取られておりません。

今回の引上げは、国保財政調整基金の活用と一般会計からの法定外繰入れを行うことで避けることができます。この予算には、一般会計からの国保財政への法定外繰入れと国保財政調整基金の適切な活用がありません。国がやらなければ、市がやらなければ、市民の暮らしを守ることはできません。

よって、この議案には反対いたします。議員の皆さん方には、御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、13番村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。市政会を代表し、議案第53号令和7年度笠間市一般会計予算に、賛成の立場から討論します。

令和6年の笠間市における出生数が初めて300人を割り込みました。また、常住人口調査によりますと、自然動態で807人も減少しています。一方で、社会動態では191人の増加となり、令和4年から転入者数が転出者数を上回る転入超過の傾向が続いています。子育て世代の転入など、教育、保健・福祉、都市基盤の整備等々、この間の総合的な対策の効果が出始めているのだと思います。

また、今年は、団塊の世代が全て75歳以上となり、独り暮らしの高齢者世帯が増加し続けています。独り暮らしの高齢者が、移動や買物など日常生活に困らない生活環境づくりや防犯対策、終活支援など、独り暮らしでも安心して暮らせる対策の強化も必要となっています。

そうした状況を受けて、前年度当初比3.6%増の352億8,000万円と過去最大規模になった令和7年度一般会計予算は、子育て支援や公共社会を支える地域の担い手育成の重点プロジェクト関連の事業に引き続き力を注がれるほか、友部駅から市役所周辺を中心地区のまちづくりのプロジェクトに新たに着手する事業予算も計上されています。

この中心地区まちづくりプロジェクトは、2029年度まで5年計画で進められ、オール笠間のにぎわいの中心拠点をつくるというものです。ランドマーク拠点として、市役所、図書館、公民館など公共施設を1か所にまとめて複合化しようというものであります。それに向けた公共施設等総合管理計画の改定をはじめ、関連の事業費として5,650万円が予算計上されています。その他にも、笠間地区の北側でスクールバスに地域住民が相乗りする実証実験を行う通学支援事業1億3,268万円、社会福祉協議会にセンターとなる窓口を設



置し、身寄りのない高齢者の支援を行う事業1,474万円、さらには、第2子以降の保険料無償化や筑波海軍航空隊記念館広場設備などの新しい事業が予算化され、笠間市の抱える課題に沿った予算内容になっています。

また、スクールバス料金に関しては、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により、適正な学校規模の条例は、小学校にあっては、通学距離がおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内と定められています。それに基づき、笠間市では、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例の中で、無料や3分の2負担、半額負担、3分の1負担と、条件に応じて料金が定められています。さらに、その財源も、5年間の国からの財政支援が終了したため、地方交付税措置はあるものの、市の持ち出し額が増えているにもかかわらず、保護者負担の値上げは行っていません。小中学校の統廃合による市としての責任は果たしているのではないかと考えます。

さらに、持込みごみ料金についてです。現在議会では、特別委員会で、新清掃施設整備について議論をしているところですが、ごみ処理事業について議論する際には、一つ、ごみの減量資源化の効果、二つ、環境負担の軽減、三つ、行政コストの抑制、四つ、市民の理解の四つの視点で総合的に判断することが必要であります。したがって、持込みごみの料金設定もごみ有料化と同じく、その目的は、持込みごみの減量化と再資源化にあることを忘れてはなりません。ごみを個人個人が直接施設に持ち込むのではなく、地域にあるごみ集積所をもっと有効活用することが必要であります。そうした本質的な課題に対する市民の理解をもっと深める努力施策が必要ではないでしょうか。

最後に、この間、市政会としては、北山公園のローラー滑り台やトイレなどの早期改修を求めていましたが、ライフサイクルコストに基づいて整備検討し、展望台や管理棟などを含む次年度予算策定に間に合うよう進めていくということでした。しかし、検討過程の中で、予想以上に費用がかかることが明らかになり、さらに検討期間が必要となったという説明を受けています。今回の予算に含まれなかったことは非常に残念であります。今後できるだけ早い時期に補正予算等で対応していただくことを強く要望し、議案第53号令和7年度笠間市一般会計予算の賛成の意を表明するものです。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とします。

続きまして、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論します。

国民健康保険制度は、人口減少などにより、被保険者が減少している一方で、高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は年々増加しています。笠間市だけでなく、全国的に国民健康保険制度の運営が厳しい状況になっているということでもあります。

笠間市では、令和5年度から、県へ納付する事業費納付金の財源である保険税収入が不足し、財政調整基金を取り崩して補ってまいりました。このまま行くと、いずれ財政調整基金もなくなり、制度運営が立ち行かなくなってしまうのは明らかです。

そこで、県が示す笠間市の標準保険税率へ改正することが望ましいことから、財政調整基金を有効に活用しながら、被保険者の負担増加にならないように、段階的に引き上げていくというのが、この令和7年度予算の内容であります。

国民健康保険の性格上、高齢者や無職者が多い中で、法律にのっとりた上で、一定の一般会計からの繰入れは必要です。しかし、それ以上に、さらなる繰入れやいわゆる法定外の繰入れをすることは、国民健康保険制度を利用していない市民からすれば、不公平となります。安易な法定外繰入れは避けなければなりません。

世界的にも非常に評価の高い国民皆保険制度は、持続可能なものにしていくためにも、必要な保険税の水準をしっかりと確保していくことが必要です。そして、税率の見直しだけでなく、医療費適正化の取組や健康増進施策の推進も不可欠です。

以上の理由から、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算に賛成を表明するものであります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成18、反対2。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（畑岡洋二君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成18、反対2。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 清掃施設整備等調査特別委員会の第2回中間報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、清掃施設整備等調査特別委員会の第2回中間報告についてを議題といたします。

清掃施設整備等調査特別委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により中間報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

清掃施設整備等調査特別委員会委員長西山 猛君。

〔清掃施設整備等調査特別委員長 西山 猛君登壇〕

○清掃施設整備等調査特別委員長（西山 猛君） 議長の命により、笠間市議会会議規則第45条第2項に基づき、清掃施設整備等調査特別委員会から今期定例会において、第2回中間報告をいたします。

初めに、本委員会は、清掃施設の建設工事や周辺地域における生活環境向上施設等の整備について調査、検討するため、令和5年第2回定例会において設置されました。これまで計33回にわたり調査、検討を行ってまいりました。既に第19回までの調査内容について、第1回中間報告を行った以降の調査結果について、本日、報告をいたします。

次に、本委員会の概要についてですが、資料の1ページ、中段から2ページ上段に記載されているとおりであります。

また、これまでの委員会の開催日程等についてであります。第1回から第19回までの内容は、令和6年第2回定例会において第1回中間報告として既に報告しておりますので、第20回から第33回までの内容について記載しております。

それでは改めまして、調査内容の中間報告をいたします。

本委員会は、令和5年6月15日から、これまでに延べ33回の委員会を開催いたしました。新清掃施設整備全般について調査を行い、令和6年第2回定例会において、第19回までに

行いました調査内容を集約し、第1回中間報告を行いました。

第1回中間報告では、焼却施設とバイオガス発電施設を併設した場合の建設費及び運営費等の概算事業費の算定に当たって、採用したアンケートの内容や過去の入札事例等のデータ数を比較対照することについては、根拠不十分であるとし、その時点においてバイオガス発電施設を併設すべきであるか否かの判断は難しいとの意見を集約したところであります。

第1回の中間報告以降についても、焼却施設とバイオガス発電施設を併設した場合の概算事業費やCO<sub>2</sub>削減効果等について継続して調査を行い、令和6年8月1日付で、①として、バイオ併設施設のCO<sub>2</sub>削減効果について、数学的根拠をもって有効性を示していただきたい、②として、今後の人口減少やごみ量の推移などを十分に考慮し、過大な施設とならないよう計画に配慮願いたい、③として、事業者選定アドバイザー業務の委託契約に当たっては、適切な業者の選定に配慮願いたいとの意見を集約し、本委員会としての提言書を提出いたしました。

しかし、疑問点が解決されることはなかったため、不明点を明らかにすべく、さらに質問書を提出いたしましたが、その回答は不十分であると判断いたしました。

また、令和7年1月26日付で、地元柏井区、区長からの要望として、現在の新清掃施設整備計画に組み込まれているバイオガス発電については、メタンガスを発酵した有機残渣物についても燃焼を必要とし、2度の燃焼が必要となること、メタンガス貯留タンクについて危機感、脱水汚泥の最終処理についての悪臭の問題や地区のさらなるイメージダウンにつながる要素が含まれ、必要な施設とは思えないことから、柏井区会において断固反対であると決議したという内容の要望書が議長宛てに提出されました。

第31回の委員会において、執行部より、新環境センター整備手法の検討について、現計画である新設、建て替えのほか、基幹的整備改良、延命化、民間委託という手法を加えて、今後再検討するとの説明がありました。

本委員会としては、現段階までの調査により、少なくとも、今後の整備計画にあって、バイオガス発電施設を併設するに至った場合については、当然のことながら、地元住民の理解を得、その上で、慎重かつ丁寧に進めるべきであると考えております。

また、ゆかいふれあいセンターについては、公共の施設の在り方検討の中において協議を行うことで、当委員会としては、今後とも継続して注視すべきと認識しております。

執行部には、方針を定めた後、市民への丁寧な説明に努めるべきであり、同時に、地元住民への不安払拭を最重要課題として取り組んでいただきたいと考えております。

以上のとおり、清掃施設整備等調査特別委員会からの第2回中間報告として御報告を申し上げますとともに、本委員会としては、引き続き調査を行い、随時報告をしてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

---

#### 決議案第1号 県立中央病院と県立こども病院の統合に関する決議

○議長（畑岡洋二君） 日程第6、決議案第1号 県立中央病院と県立こども病院の統合に関する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4番鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番鈴木宏治です。

ただいま議長の命に従い、提出者を代表して、決議案第1号 県立中央病院と県立こども病院の統合に関する決議の提案理由について申し上げます。

茨城県において、本市内に立地する茨城県立中央病院、及び水戸市内に位置する茨城県立こども病院の統合強化が、水戸保健医療圏の病院再編の方針として示されました。合わせて、統合後の立地について、本市小原地区と水戸市三湯町地区周辺が建設候補地として決定されました。

茨城県立中央病院は、多くの本市市民が医療サービスを享受する市内診療機関との連携体制が築かれており、また、周辺地域を中心に、福祉等の関連事業所の立地、小売店や飲食店など地域経済の観点でも大きな影響を与える施設となっております。

そのため、今後の安心できる市民生活、地域経済、そしてまちづくりの観点から、1、統合後の立地場所及びアクセスの充実、2、市立病院及び診療所等との連携強化、3、市民等の受診環境の向上、4、地域経済の活性化、5、現在地の活用、以上5点の項目について、笠間市議会として特段の配慮を強く求めるため、本決議案を提出するものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 閉会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和7年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、午後1時から全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりください。

午前11時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長      畑 岡 洋 二

署 名 議 員      鈴 木 宏 治

署 名 議 員      川 村 和 夫